

氏名・（本籍） 和所 泰史（岡山県）

学位の種類 博士（スポーツ科学）

報告番号 乙 第71号

学位授与年月日 2023（令和5）年1月31日

学位授与の要件 学位規則（昭和28年4月1日文部省令第9号）

第4条第2項該当

論文題目 戦後日本のオリンピック・ムーブメント復帰に関する歴史的研究

—1948年第14回オリンピック・ロンドン大会の日本招待問題に関する

事例を中心に—

審査委員（主査） 来田 享子

千葉 直樹

桜井 伸二

博士学位審査の経過報告

学位審査委員会
委員長・主査 来田享子
副査 千葉直樹
副査 桜井伸二

本学位審査委員会（2022年7月26日設置）は、和所泰史氏から提出された博士学位請求論文「戦後日本のオリンピック・ムーブメント復帰に関する歴史的研究—1948年第14回オリンピック・ロンドン大会の日本招待問題に関する事例を中心に—」について、下記のとおり審査したことを報告いたします。

記

論文受理日：2022年7月26日

2022年7月26日（火）博士学位請求論文の受理・審査委員会設置

なお、本委員会は2022年7月13日（水）開催の研究科委員会において、論文が大学院事務課に提出され次第設置すると承認されたことに基づき、この日に設置された。

2022年8月1日（月）第1回学位審査委員会（「iThenticate（剽窃検知ツール）」を活用した申請論文の独自性チェック、審査スケジュールの確認、問題点の確認）
2022年8月11日（木）第2回学位審査委員会（修正点の確認、問題点の確認）
2022年8月19日（金）第3回学位審査委員会（再修正点の確認、問題点の確認）
2022年8月28日（日）第4回学位審査委員会（修正点の確認）
2022年9月28日（水）審査委員会による口頭試問（学力等の確認）
2022年10月26日（水）博士学位請求論文最終試験
2022年10月28日（金）第5回審査委員会〈稟議〉（学位審査報告の最終確認）
2022年11月9日（水）博士課程委員会にて審査結果報告

論文の公示：2022年11月9日（水）～2022年11月16日（水）

合否の判定：2022年12月14日（水）博士課程委員会

論文審査および最終試験の結果

1. 論文審査の結果

(1) 提出論文の構成

本論文の構成は以下のとおりである。

序論 本研究の背景、目的、1948年第14回オリンピック・ロンドン大会の概要、先行研究、研究の方法と構成

本論

第1章 第14回大会参加に向けた大日本体育会の組織改変とGHQの意向

第2章 日本NOC存在問題に関するIOCと第14回大会組織委員会の認識

第3章 日本の戦後オリンピック・ムーブメント復帰に関するIOC要職者の見解

第4章 1948年IOCロンドン総会の日本人IOC委員等の出席問題

結論

(2) 提出論文の概要

日本のオリンピック史研究のうち、第二次世界大戦後、最初に開催された第14回オリンピック・ロンドン大会（1948年7月29日－8月14日）（以下、14回大会）に日本が招待されなかった理由については、断片的な事実に触れるに留まってきた。たとえば、日本国内の文献では、大会開催地イギリスの強い反対があったとする当時の状況に言及したものがみられる。また海外の先行研究においては「公式な理由」とする前置きがなされた上で、NOCの所在が確認できなかったことや連合国軍の占領下にあったことが指摘されている。しかしながら、第14回大会に日本を招待しないことが決定された経緯の詳細を明らかにしたものは見られない。

そこで本研究では、戦後の日本がオリンピック・ムーブメントに復帰する重要な過程である第14回オリンピック・ロンドン大会に日本が招待されなかった歴史的事実に焦点を当て、その理由および当時の日本やIOCの対応について、国内外の史料から多角的な検討を行い、明らかにすることを目的とした。

この目的を達成するために、以下の3点の課題を設定して史料の探索を行い、それらを総合的に考察することによって、歴史的事実の解明にあたった。

- 1) オリンピック大会に招待する条件と招待の決定プロセスは当時どのように規定されており、第14回大会はそれに則っていたか。
- 2) オリンピック・ムーブメントに参画する国や地域の1つとして、戦争直後、当時の日本のNOC (National Olympic Committee、国内オリンピック委員会) は、どのように位置づけられていたのか。また、IOC との関わりの中で「日本を第14回大会に招待しない」という決定は、どの組織によって、どのように判断されたのか。
- 3) 日本の第14回大会への招待とNOC承認は、当時のIOCのどのような方針で進められたのか。オリンピック大会に招待する条件と招待の決定プロセスは当時どのように規定されており、第14回大会はそれに則っていたか、

分析には、日本のNOCであった大日本体育会（現、日本スポーツ協会）の理事会・評議委員会議事録、国立国会図書館所蔵民間史料局文書内のGHQ関連史料、マッカーサー記念館（米国）所蔵史料、IOC理事会・総会議事録、第14回大会組織委員会議事録（英国イーストロンドン大学所蔵）、英国国立公文書館史料、IOCオリンピック研究所所蔵関連史料を用い、当時の国内雑誌・新聞記事を補完資料とした。分析においては、史料としての正当性や分析対象とすることの妥当性を検討した上で、時系列に沿いながら体系的に理解できるよう事実を整理した。この作業を通して、特定の立場に偏りなく、日本が復帰できなかった理由について客観的に把握しようとした。

本論第1章では、大日本体育会（現日本スポーツ協会）が第14回大会への参加をめざし、どのような具体策を講じたかを明らかにした。その結果、大日本体育会は1) 日本NOCが存在するとされていることを確認したこと、2) イギリスの大会組織委員会関係者の発言に関する報道から数日で寄付行為の変更を行い戦時期の体制を変更し、戦後の日本NOCとしての体裁を迅速に整えたこと、2) 参加に向けて海外の人脈を可能な限りたどる中で、GHQ内のCIE体育・スポーツ関係者は参加に否定的ではなかったが、GHQ最高司令官のマッカーサーは国際社会の対日感情を冷静に捉え、1952年大会に望みを繋ぐほうが良いとの見解を示していたこと、が明らかになった。

本論第2章では、IOCや第14回大会組織委員会が日本NOCの存在をどのように認識し、また大会招待国はどのような議論を経て決定したのかについて検討を行った。

ここでの検討の結果、日本のNOCは「議論の対象外」とされ、大会招待国のリストから除外された状況が明らかになった。

本論第3章では、当時のIOCの決定に重要な影響を与え得る要職者としてエドストローム会長代行（後に会長）、ブランデー副会長代行（後に副会長）、イギリスIOC委員アバーディアらの往復書簡を検討し、オリンピック・ムーブメントへの日本およびドイツの復帰に関する彼らの意見交換の様相を明らかにした。その結果、1) 終戦を間近にした時期からこの議論は開始され、アバーディアは当初から第14回大会への日本・ドイツの参加に否定的であったこと、2) エドストロームとブランデーは、当初、国際情勢を見極めるべきとして決定を留保していたが、1947年に第14回大会の開催地がロンドンに決定した時期には、各国のIOC委員やイギリス国民の心情に対する認識を深め、日本の参加は困難との見方に転換した、ことが明らかになった。

本論第4章では、第14回大会への参加が絶望的となった後、同大会前後に開催されるIOC総会に日本人IOC委員が参加することの是非をめぐる議論が存在したことに着目した検討を行った。この検討の結果、1) オリンピック・ムーブメントへの早期復帰を切望する大日本体育会が日本人IOC委員の出席を

めざしたことはもちろん、エドストロームおよびブランデーも出席に前向きであったこと、2) 総会1カ月前に第14回大会組織委員会委員長のバーレーが日本人の総会出席を拒否するとの書簡をエドストロームに送り、さらには英国外務省に日本人へのビザ発給を行わせないための裏工作を行ったために、日本人IOC委員の総会出席は不可能となったこと、が明らかになった。

以上の各章での検討にもとづき、戦後日本のオリンピック・ムーブメントへの復帰を妨げた最大の障壁は、軍国主義体制下における旧日本陸軍による残虐行為、戦争犯罪であり、それによって引き起こされたイギリスを中心とする関係者全体の感情であったと結論づけた。

(3) 提出論文の評価

本論文は、これまでのスポーツ史研究において解明されてこなかった第二次世界大戦直後の日本とオリンピックの関わりについて検討したものである。特に優れていると評価できることとして、以下の2点をあげることができる。

第一は、戦後最初のオリンピック大会への参加、IOC総会への日本人IOC委員の出席をめぐる国内外の議論を俯瞰することにより、戦後の日本がオリンピック・ムーブメントへの復帰をめざした道程を描こうとした視点の独創性である。国内のオリンピック史研究では、史資料の存在状況の影響もあり、日本が参加あるいは開催することができた大会に着目する傾向があることは否めない。これを乗り越える研究としては、本学に学位論文として提出された「第12回オリンピック競技大会（東京大会）の中止に関する歴史的研究」をはじめ、いわゆる幻の東京大会の検討に限られてきた。日本が招待されなかった第14回大会に着目することによって、従来のスポーツ史研究の傾向を打破した点は、高く評価することができる。

第二は、本論文が探索し、新たに発掘した一次史料の幅広さ、分析の丹念さである。

本論文では、日本のNOCの史料の他に、IOCの議事録、主要関係者の書簡の他、イギリス外務省資料やGHQの関連資料、また米国のマッカーサー記念館の史料など、スポーツ関連組織を超えて、かなりの年数をかけ、史料の探索と収集が行われている。これら収集した史料に丹念にあたることによって、軍国主義体制下における旧日本陸軍の行為がオリンピック・ムーブメントへの日本の戦後復帰にいかにか大きな障壁となったかを明らかにすることに成功している。

これら2つの評価すべき点を本論文が有していることによって、本論文で明らかにされた歴史的事実によって、当時の日本のスポーツ界が日本の復帰の障壁を認識せず、その克服に努めないままに、大会への復帰をめざした状況が逆照射されることになったことは重要な研究成果であるといえる。戦後80年が過ぎ、日本国内では、第二次世界大戦中の日本軍の残虐行為について現代史教育やメディア報道においても詳細に扱われなくなっている。この社会状況において、本論文は日本および日本のスポーツ界が心に留めべき歴史認識に対する情報の欠如を補う、重要な意義を提示している。さらには、2022年、オリンピック休戦決議に違反し、ロシアによるウクライナ侵攻が行われた新冷戦時代のオリンピック・ムーブメントを取り巻く現代的な問題に 대응の上でも重要な知見を提示するものである。

しかしながら、本論文には課題がないわけではない。本論文の考察を深化させるためには、たとえば、日本と同じく第14回大会に招待されなかったドイツやソ連に関する決定過程との比較、第14回大会以降に日本がオリンピック・ムーブメントへの復帰を実現させる過程を海外の視点からも捉えることなどが不可欠である。こうした課題があることは、本論文の価値を否定するものではなく、むしろ今後の研究の発展に委ねられるべきところであると考えられる。

本論文の学位審査委員会は、以上を慎重に検討した結果、本提出論文が博士學位論文として適格であるとの結論に達した。

(4) 提出論文と既刊論文との関係

本論文は、学術雑誌に掲載された以下の既刊論文を再構成して書かれている。

- ① 和所泰史・來田享子・木村吉次（2010）1948年オリンピック・ロンドン大会への日本不参加問題に関する日本国内における新聞雑誌の報道、体育史研究、第27号：15-32。
- ② 和所泰史・來田享子・木村吉次（2013）戦後日本の国際スポーツ界復帰に関する永井松三の役割、スポーツ健康科学研究、第35号：25-39。
- ③ 和所泰史（2019）戦後日本の国際オリンピック大会復帰過程に関する一考察：1946年～1947年の大日本体育会の動向に着目して、スポーツ史研究、第32号：15-30。
- ④ 和所泰史（2020）1948年 IOC ロンドン総会の日本代表出席問題に関する歴史的研究、体育史研究、第37号：15-28。
- ⑤ 和所泰史（2022）戦後日本の NOC の存在とオリンピック・ムーブメント復帰に関する研究：IOC 総会および1948年オリンピック大会組織委員会議事録の検討を中心に、スポーツ史研究、第35号：35-46。

2. 最終試験の結果

最終試験は、2022年10月26日（水）の中京大学大学院スポーツ科学研究科博士学位論文最終試験において実施された。その内容は1）検討した時期のオリンピック競技大会への招待国の決定に係る国際オリンピック委員会と大会組織委員会の権限に関する基礎的理解、2）本研究における問題点および限界などを確認しようとするものであった。その結果、研究能力および専門領域に関して博士の学位に値する学識を有していると判定した。

3. 学力の確認

最終試験に先立ち学位審査委員会において口頭試問を実施し、論文内容と学力の確認を行った。論文提出者は、本研究科の指導指針に則り学術誌に5編の原著論文を含む研究論文を発表している。国際学会および国際学術誌における研究の公表は行っていないが、本論文が分析対象とした史料の収集および解読には高度な英語力を必要とすることが明らかであることにもとづき、外国語の学力を確認した。これらのことから、提出者は博士の学位を授与されるに値する学力を有していると判断した。

4. 結論

本学位審査委員会は、提出された博士学位請求論文が博士の学位に値するものであり、かつ学位請求者はその専門領域に関する相応の学識と研究能力を有する者と判断したので、博士（スポーツ科学）の学位を授与するのに適格であるとの結論に達した。

以上